

# 清須市地域防災計画

## 新 旧 対 照 表 (追加分)

平成 24 年 改正

## 清須市防災計画 第1部 総則 (H24.3.26 時点)

現 行		改 正 案	
P4	<p>第1節 計画の策定方針 第4 計画の修正 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第1節 計画の策定方針 第4 計画の修正 (略)</p> <p><u>平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の規模となる地震により、東日本各地に未曾有の被害をもたらしたところである。</u></p> <p><u>今回の地震は、近い将来東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震の発生により、大規模な被害が予想されている清須市においても、従来の防災対策を見直す大きな転機としなければならない。</u></p> <p><u>今後、専門家の意見も踏まえながらこの地震の検証を行い、清須市における地震対策に反映させていくとともに、この計画についても必要な修正を速やかに行い、その後新たな被害予測が出された際には、これを踏まえた抜本的な修正を行っていくものとする。</u></p>	県地域防災計画との整合

## 清須市防災計画 第3章 風水害等災害応急対策計画 (H24.3.26 時点)

現 行		改 正 案	
P133	<p>第7節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 災害派遣要請</p> <p>(1) 要請手続 (略)</p> <p>② 市長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により、 <u>①の要請</u>ができない場合は、とりあえず電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。</p>	<p>第7節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 灾害派遣要請</p> <p>(1) 要請手続 (略)</p> <p>② 市長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により、 <u>文書によること</u>ができない場合は、とりあえず電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。</p>	県地域防災計画との整合
P133	<p>(2) 災害派遣要請等手続系統</p>	<p>(2) 灾害派遣要請等手続系統</p> <p>(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部(尾張県民事務所)へも連絡する</p>	県地域防災計画との整合

現 行	改 正 案	
<p>第35節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 災害救助法の適用基準</p> <p>② 適用基準</p> <p>ア 住家等への被害が生じた場合</p> <p>(ア) 市内に全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯が<u>100</u>世帯以上に達したとき。</p> <p>(イ) 被害世帯が(ア)の基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市の住家滅失世帯数が<u>50</u>世帯以上に達したとき。</p>	<p>第35節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 災害救助法の適用基準</p> <p>② 適用基準</p> <p>ア 住家等への被害が生じた場合</p> <p>(ア) 市内に全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯が<u>80</u>世帯以上に達したとき。</p> <p>(イ) 被害世帯<u>数</u>が(ア)の基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市の住家滅失世帯数が<u>40</u>世帯以上に達したとき。</p>	県地域 防災計 画との 整合

## 清須市防災計画 第4章 地震災害応急対策計画 (H24. 3. 26 時点)

現 行		改 正 案	
P294	第33節 広域協力・応援要請及び防災活動拠点の確保  <u>(追加)</u>	第33節 広域協力・応援要請及び防災活動拠点の確保  <u>「第34節 災害救助法の適用」の項目を追加</u> <u>内容は第3章 風水害等災害応急対策計画に準ずる</u>	県地域防災計画との整合

## 清須市防災計画 第5章 東海地震に関する事前対策 (H24. 3. 26 時点)

現 行			改 正 案			県 地 域 防 災 計 画 と の 整 合	
P297	第2 警戒宣言発令等の情報伝達・収集及び広報 (略) (表中)	種類	内容等	防災対応	種類	内容等	防災対応
	<p>東海地震に関する調査情報 <u>(臨時)</u></p> <p>東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合は地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表される。</p>	●情報収集連絡体制	<p>東海地震に関する調査情報 <u>臨時</u></p> <p>東海地震の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。</p>	●情報収集連絡体制	<p>東海地震に関する調査情報 <u>定例</u></p> <p>毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。</p>		